

那 賀 農 第 3 1 0 号
令 和 7 年 2 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

那賀町長 橋本 浩志

市町村名 (市町村コード)	那賀町 (3 6 3 6 8 5)	
地域名 (地域内農業集落名)	相生地区 (馬路,榎谷,下谷内,中分,立割,下平野,辺川谷,林谷,井ノ谷,相名,請の谷,西納,内山,竹 ヶ谷,朝生,鮎川,牛輪,入野,延野,駅,段所,吉野,鉢,向原舞ヶ谷,雄,築ノ上,大久保,西納 野,鎌瀬,横石 1,横石 2,朴野,蔭谷,日浦,花瀬,神通)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月26日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

那賀町は、西に剣山を望む徳島県南東部、那賀川の中上流部に位置し、東は阿南市、西は高知県に隣接している。面積は徳島県の1/6にあたる695km ² あり、その内の95%を山林がしめている。年間平均気温は、13.5℃であり、内陸部のため、朝夕の寒暖差が大きいのも特徴である。また、年間平均降水量は3,159mmで、日本有数の多雨地域でもある。この地勢を生かし、農業では稲作をはじめ、ゆず、すだちなどの果樹、おもと、けいとうなどの花き類、晩茶、イチゴなど様々な作物が生産されている。中でも木頭地区を中心に生産されている木頭ゆずは全国第2位の生産量となっている。
○従来からの課題
慢性的な後継者不足であることから、新たな担い手（新規就農者）の確保が急務であるため、担い手＝定住者の視点から、例えば、農業で安定的な生活が担保できるような環境を整備することで、定住を促進する取り組みと共に新たな担い手の確保に繋げることが必要である。
○協議によってわかった近年の課題や意見
・今後農地バンクの活用をとのことだが、那賀町は相続登記が終わっていないところが多い。また、筆数もかなり多い、対応が難しければ地図の設定は難しいのではないかと。 ・人農地プランには期待していたが、特に何もなかった。 ・資材価格が高騰している、鳥獣被害対策としての防護柵補助の上限を上げて欲しい。また、手続きの簡素化をお願いしたい。 ・那賀町がドローン特区であるならば、ドローンを活用した防除処理の仕組みを確立するとともに、実施にあたって行政の支援制度を検討していただきたい。 ・担い手の方々に高齢の方が多い。10年後は困難ではないか。実際に10年度をどうするかについては、本人も考えて行かなければならないことだと思うが、計画を立てるのであれば詳しく聞くべきではないか。 ・後継者が町外へ出ている場合が多く継続は困難な場合が多い。 ・担い手として移住者も想定しているが、それならば農地だけの計画とせず、町として農業部局以外も含めた横断的な対応が望ましいのではないかと。 ・相続放棄が増えてきている、後継者である子は畑や山はいらんとするし、親は子供にはつがせないと言う。放棄されたらそこは荒れ放題、獣害などの温床になるし、他の農地にも影響がある。そこに対して町が管理していくのか。 ・新規就農者の確保が急務であるとのことですが、町はそれに対してどのようなことをしていますか。新期で県外から来られる方は大体農機具をお持ちでない。農地を渡したところで道具がなければ近所の人が貸すしかない。町のほうでどうにかできないか。引退する方からの提供など、協同農機具みたいな制度を作っていただければ。 ・自分だけではないが条件の悪い農地を持っているということがすごく負担になってきている。そのあたりをどのように考えているか。

・農地中間管理事業の条件に当てはまるような農地が旧相生に存在するのか、また地域のメリットとされている機構集積協力金の使用用途は。

・制度を利用するにあたって、相続手続が必要となるが、農地が含まれている場合が非常に多く、面積も広大である。利用権の設定をするのに農地バンクを通せとなれば、条件が整わないところばかりになるのではない。

・国の思い描いている施策と現実がかけ離れている。

・相続手続に対する補助もなく、借りてやもらい手も含めた後継者がいなければ登記も進まない。やる気をなくされている高齢者の方もいる。どうすればよいか答えがでない。

・相続により親の残した農地を管理している。農地法や農業委員会のことがまだよくわからない。町が考える農家とは専業農家なのか、兼業農家を想定しているのか。町の農家の実態はどうなっているのか。60歳以上の人が90%を占めていると言われましたが、農地の所有者の数なのか、農業従事者なのか。実態を示しての意見交換でなければ意味がない。形式だけである。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農用地利用集積等の効率化に努めると共に、農業による多面的機能を最大限活用することで、持続可能な地域農業をめざしていく。また、地域の農業者により、水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	451.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	451.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
後継者のいない等の農地については、相生地区における担い手の方々が、将来的な経営規模に則し、意向に沿って無理のない範囲で引き受ける。中心経営体が様々な事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくことで、新たな担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中山間地域であり様々な課題はあるが、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構の制度の説明、活用を積極的に推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地区内における生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、強い農業づくり交付金や農地利用効率化等支援交付金、果樹先導的取組支援事業等の補助事業を積極的に活用し、地域内の基盤整備に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

徳島県、那賀町、徳島県農業協同組合、また担い手の受け皿となる地域内で農業に取り組む法人と連携し、相談から定着に至るよう移住就農を積極的に進め、地域の担い手としての育成を図る。後継者候補者や新規就農者がいれば、農業経営を継承を含む育成、支援に取り組む。

（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図る為、委託可能な作業についてはサービス事業体へ委託も検討し、遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☒	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

近年は様々な野生鳥獣による被害が増えつつある。鳥獣被害拡大防止の為、大型檻や防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合の対応について、行政による支援事業を活用しながら今後も体制を維持できるように努める。

②有機・減農薬・原肥料

品質の維持、収量の確保など課題もあると思われるが、消費者・生産者の関心は高く、今後も環境に配慮した取組を進めていく。

③スマート農業

ドローンによる防除処理等スマート農業技術の導入により、農作業の効率化を図ることにより、労働力不足に苦しむ生産者の負担軽減を図る。また、その他の技術についても実証実験等を積極的に活用し、導入を検討していく。

⑤果樹等

地域の特産物である、柚子・すだち等について、産地維持のため、果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。また、新植・改植支援事業の活用も検討し、園地の生産性の向上、担い手の確保、栽培技術の向上に努める。また、水稻、花卉類、野菜類の栽培についても、引き続き取り組んでいく。

⑥燃料・資源作物等

飼料用米については、地域内においても約４ヘクタールで作付けが行われており、今後も農地維持・耕作放棄地の増加防止の観点からも引き続き取り組んでいく。

⑦保全・管理等

中山間地域等直接支払交付金制度・多面的機能支払交付金制度等の支援事業も活用しながら、地域の農業者により水路・農道等の管理を行い、耕作可能な状態を維持し、農地を保全管理していく。

⑧農業用施設

担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の整備・また集約化を進める。